

広島市スポーツ施設における利用料金減免項目について

1 スポーツ施設とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広島市総合屋内プール
- (2) 広島市スポーツセンター条例に規定するスポーツセンター及びスポーツセンター分館
- (3) 広島市運動場条例に規定する庭球場及び運動広場
- (4) 広島市体育館条例に規定する体育館

2 利用料金を減免することができる場合及びその減免の額は次のとおりとする。

区 分	減 免 額
<p>広島市が主催又は共催する行事に使用する場合。ただし次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 名義のみの共催行事の場合 (2) アマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合（会議室又は多目的室のみ使用する場合を除く。） 	全 額
<p>広島市が名義のみ共催する行事で、アマチュアスポーツを目的とする場合。</p>	半 額
<p>広島市が後援する行事に使用する場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 広島市が当該行事实施に対して補助金を支出する場合 (2) 入場者から入場料、観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合 (3) 施設内に企業広告板等を設置する場合 (4) 施設内において物品等を販売する場合 (5) 大会名等に特定の商号名又は商標名その他これらに類するものを入れている場合 (6) アマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合 	半 額
<p>市内の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部における学校行事（体育的行事に限る。）として使用する場合。</p> <p>ただし、総合屋内プールのスケートリンクについては、教科（保健体育）等を加える。</p>	全 額

<p>原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている者及びその介添者（以下、「原爆障害者等」という。）が目的内で使用する場合。</p>	<p style="text-align: center;">全 額</p>
<p>65歳以上の者であることの確認ができる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を持参している者及びその介添者（以下、「高齢者等」という。）が目的内で使用する場合。ただし、次の利用料金を除く。</p> <p>(1) 会議室 (2) 多目的室 (3) 総合屋内プールの附属設備 (4) 庭球場及び運動広場の夜間照明 (5) 庭球場及び運動広場の物品販売及び物件預かり</p>	<p style="text-align: center;">小人料金の額を超える額</p>
<p>原爆障害者等及び高齢者等が共同して、使用する場合。ただし、高齢者等においては、次の利用料金を除く。</p> <p>(1) 会議室 (2) 多目的室 (3) 総合屋内プールの附属設備 (4) 庭球場及び運動広場の夜間照明 (5) 庭球場及び運動広場の物品販売及び物件預かり</p>	<p>利用料金の額に、原爆障害者等の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じた額（10円未満の端数は切捨て。）と小人料金の額を超える額に、高齢者等の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じた額（10円未満の端数は切捨て。）の合計額</p> <p>減免額＝ {利用料金×（原爆障害者等の人数／全体の人数）} + {(大人料金－小人料金) ×（高齢者等の人数／全体の人数）}</p>
<p>原爆障害者等及びそれ以外の者（高齢者等を除く。）が共同して、使用する場合。</p>	<p>利用料金の額に、原爆障害者等の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じた額</p> <p>減免額＝利用料金×（原爆障害者等の人数／全体の人数）※10円未満の端数は切捨て</p> <p>ただし、原爆障害者等及び小人が共同して使用する場合、減免額が小人料金の額を超える額を下回るときは、小人料金の額を超える額</p>

<p>高齢者等及びそれ以外の者（原爆障害者等を除く。）が共同して使用する場合。ただし、次の利用料金を除く。</p> <p>(1) 会議室 (2) 多目的室 (3) 広島市総合屋内プールの附属設備 (4) 庭球場及び運動広場の夜間照明 (5) 庭球場及び運動広場の物品販売及び物件預かり</p>	<p>小人料金の額を超える額に、高齢者等の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じた額</p> <p>減免額＝（大人料金－小人料金）×（高齢者等の人数／全体の人数）※10円未満の端数は切捨て</p> <p>ただし、高齢者等及び小人が共同して使用する場合は、小人料金の額を超える額</p>
<p>原爆障害者等、高齢者等及びそれ以外の者が共同して使用する場合。ただし、高齢者等においては、次の利用料金を除く。</p> <p>(1) 会議室 (2) 多目的室 (3) 広島市総合屋内プールの附属設備 (4) 庭球場及び運動広場の夜間照明 (5) 庭球場及び運動広場の物品販売及び物件預かり</p>	<p>利用料金の額に、原爆障害者等の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じた額（10円未満の端数は切捨て。）と小人料金の額を超える額に、高齢者等の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じた額（10円未満の端数は切捨て。）の合計額</p> <p>減免額＝{利用料金×（原爆障害者等の人数／全体の人数）}＋{(大人料金－小人料金）×（高齢者等の人数／全体の人数）}</p> <p>ただし、原爆障害者等、高齢者等及び小人が共同して使用する場合、減免額が小人料金の額を超える額を下回るときは、小人料金の額を超える額</p>
<p>社会福祉施設に入所している者が引率されて使用する場合（引率者を含む。）</p>	<p>全 額</p>

3 その他

(1) 地元住民に対する利用料金減免（別紙4-1)

ごみ焼却施設等建設時の地域環境整備事業で設置したスポーツ施設に係る地元住民に対し、減免を行う。

(2) スポーツの日、こどもの日及び敬老の日の利用料金減免（別紙4-2)

「スポーツの日」において、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第23条に基づき、広く市民があらゆる地域でそれぞれの生活の実情に即してスポーツを行うことができるよう、スポーツの日の個人使用の利用料金を全額減免する。

また、広島市「こどもまんなか児童福祉月間」（5月）中の「こどもの日」において、未来を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりを図るため、個人使用の小人の利用料金を全額減免する。

さらに、「敬老の日」において、シニア世代の健康づくり等に寄与するとともに、施設の利用促

進を図るため、個人使用の65歳以上の者の利用料金を全額免除する。

(3) JOCパートナー都市協定に基づく利用料金減免（別紙4-3）

広島市と公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）が締結した「パートナー都市協定」に基づき、JOCの実施事業により総合屋内プール、各区スポーツセンター、中央庭球場及び湯来体育館を使用する場合は、利用料金を2割減免する。

(4) 各種スポーツセンター等における東区スポーツセンター回数券の1券片を提出した者への利用料金減免（別紙4-4）

各区スポーツセンター（東区スポーツセンターを除く）及びスポーツセンター分館において、東区スポーツセンター回数券の1券片を提出した者が当該回数券に記載された種類の諸室を使用する場合は、これに係る利用料金を全額減免する。

(5) 広島市が実施する訓練、試験及び講習についての利用料金減免（別紙4-5）

広島市が実施する防災等に関わる訓練・事業及び広島市職員の資格試験、広島市立学校の実技を伴う入学試験（ただし、水泳に限る。）、広島市プール監視員指導講習会について、全額減免する。

(6) 東日本大震災により広島市へ避難して来られた方への利用料金減免（別紙4-6）

平成23年3月11日の東日本大震災に伴い、広島市に転入された方については、全額減免する。

地元住民に対する利用料金減免

施設名	対象地区	室名	使用区分	減 免 区 分	減免率		
吉島屋内 プール	吉島新町1・2丁目、 光南1・2・3・4・5・ 6丁目、南吉島1・2 丁目、吉島東1丁目 15番12号～45号、 吉島東1丁目16番以 降、吉島東2・3丁目、 吉島西1丁目18番以 降、吉島西2丁目8 番以降、吉島西3丁 目	プール	個人	対象地区の小学校児童・中学校生徒及び高等学校生徒	2/3		
				対象地区の前項に掲げる者以外の者で18歳以上65歳未満の者	1/2		
				対象地区の65歳以上の者	小人料金の1/2 を超える額		
		多目的室	専用	対象地区で組織された各種団体、企業	全額		
				吉島・吉島東学区社会福祉協議会に加盟する団体	全額		
				対象地区の60歳以上の者で概ね組織された団体・グループ	全額		
吉島体育館	吉島新町1・2丁目、 光南1・2・3・4・5・ 6丁目、南吉島1・2 丁目、吉島東1丁目 15番12号～45号、 吉島東1丁目16番以 降、吉島東2・3丁目、 吉島西1丁目18番以 降、吉島西2丁目8 番以降、吉島西3丁 目	体育室	専用	対象地区で組織された各種団体、企業がスポーツ目的のために使用するとき	1/2		
				対象地区内で組織された各種団体のうち、65歳以上の者で構成された団体がスポーツ目的のために使用するとき	小人料金の1/2 を超える額		
				吉島地区社会福祉協議会に加盟する団体	3/4		
		会議室	専用	対象地区内で組織された各種団体、企業が使用するとき	全額		
				吉島地区社会福祉協議会に加盟する団体が使用するとき	全額		
		宇品体育館	宇品御幸1・2・3・4・ 5丁目、宇品西1・2・ 3・4・5・6丁目、宇 品海岸1・2・3丁目、 出島1・2丁目、宇品 東1・2・3・4・5・6・ 7丁目、宇品神田1・ 2・3・4・5丁目、宇 品町字金輪島、元宇 品町	小体育室	専用	対象地区の小学校児童・中学校生徒及び高等学校生徒	3/4
対象地区内で組織された各種団体	3/4						
対象地区内で組織された各種団体のうち65歳以上の者で構成された団体	小人料金の1/4 を超える額						
対象地区内の企業	1/2						
会議室	専用			対象地区内で組織された各種団体	全額		
東雲屋内 プール	東雲1・2・3丁目、 上東雲町、霞1丁目、 仁保1・2・3・4丁目、 仁保新町1・2丁目、 仁保南1丁目、段原 日出町、段原日出1・ 2丁目、段原山崎町、 段原山崎1・2・3丁 目東雲本町1・2・3 丁目、東本浦町、本 浦町(1～24番)			プール	個人	対象地区の小学校児童・中学校生徒及び高等学校生徒	2/3
		対象地区の前項に掲げる者以外の者で18歳以上65歳未満の者	1/2				
		対象地区の65歳以上の者	小人料金の1/2 を超える額				
		会議室	専用	対象地区内で組織された団体	全額		
		出島屋内 プール	出島1・2丁目	プール	個人	対象地区の小学校児童・中学校生徒及び高等学校生徒	2/3
						対象地区の前項に掲げる者以外の者で18歳以上65歳未満の者	1/2
対象地区の65歳以上の者	小人料金の1/2 を超える額						
トレーニング室	個人			対象地区の小学校児童・中学校生徒及び高等学校生徒	2/3		
				対象地区の前項に掲げる者以外の者で18歳以上65歳未満の者	1/2		

				対象地区の65歳以上の者	小人料金の1/2 を超える額
西区 スポーツ センター	草津本町、草津浜町、 草津東1・2・3丁目、 草津南1・2・3・4丁 目、草津梅が台、草 津新町1・2丁目、庚 午北1・2・3・4丁目、 庚午中1・2・3・4丁 目、庚午南1・2丁目、 田方1丁目7番、古 江新町	プール	個人	対象地区の小学校児童・中学校生徒及び高等学校生徒	2/3
				対象地区の前項に掲げる者以外の者で18歳以上65歳未 満の者	1/2
				対象地区の65歳以上の者	小人料金の1/2 を超える額
		中体育室	専用	対象地区の小学校児童・中学校生徒及び高等学校生徒	3/4
				対象地区内で組織された各種団体	3/4
				対象地区内で組織された各種団体のうち、65歳以上の者 で構成された団体	小人料金の1/4 を超える額
				対象地区内の企業	1/2
		小体育室	専用	対象地区の小学校児童・中学校生徒及び高等学校生徒	3/4
				対象地区内で組織された各種団体	3/4
				対象地区内で組織された各種団体のうち、65歳以上の者 で構成された団体	小人料金の1/4 を超える額
				対象地区内の企業	1/2
		会議室	専用	対象地区内で組織された団体	全額
		運動広場	専用	対象地区の小中学生が以下の時間帯で使用するとき (季節) (月) (時間帯) 春・秋 3、4、9、10 16:00~18:00 夏 5、6、7、8 16:00~19:00 冬 11、12、1、2 16:00~17:00 ※ただし、土・日・祝祭日は除く。	全額
		沼田庭球場 ・運動広場	伴南1・2・3・4・5 丁目、大塚東1・3丁 目、大塚西3・4・5・ 6・7丁目、沼田町伴、 沼田町大塚、伴東1・ 6・8丁目、伴西1・2・ 3丁目、伴北7丁目	運動広場	専用

(注) ただし、広島市スポーツセンター条例及び広島市体育館条例において、小人料金が適用される者は、この表の減免区分「対象地区の小学校児童・中学校生徒及び高等学校生徒」の減免率を適用するものとする。

1 「スポーツの日」の利用料金減免

実施日	施設名	対象者	減免率
スポーツの日	総合屋内プール	個人使用の 利用者全員	全額
	中区スポーツセンター		
	吉島屋内プール		
	東区スポーツセンター		
	南区スポーツセンター		
	東雲屋内プール		
	宇品体育館		
	出島屋内プール		
	西区スポーツセンター		
	安佐南区スポーツセンター		
	安佐北区スポーツセンター		
	安芸区スポーツセンター		
	佐伯区スポーツセンター		
	湯来体育館		

2 「こどもの日」の利用料金減免

実施日	施設名	対象者	減免率
こどもの日	総合屋内プール	個人使用の 小人	全額
	中区スポーツセンター		
	吉島屋内プール		
	東区スポーツセンター		
	南区スポーツセンター		
	東雲屋内プール		
	宇品体育館		
	出島屋内プール		
	西区スポーツセンター		
	安佐南区スポーツセンター		
	安佐北区スポーツセンター		
	安芸区スポーツセンター		
	佐伯区スポーツセンター		
	湯来体育館		

3 「敬老の日」の利用料金減免

実施日	施設名	対象者	減免率
敬老の日	総合屋内プール	個人使用の 65歳以上の者	全額
	中区スポーツセンター		
	吉島屋内プール		
	東区スポーツセンター		
	南区スポーツセンター		
	東雲屋内プール		
	宇品体育館		
	出島屋内プール		
	西区スポーツセンター		
	安佐南区スポーツセンター		
	安佐北区スポーツセンター		
	安芸区スポーツセンター		
	佐伯区スポーツセンター		
	湯来体育館		

JOCパートナー都市協定に基づく利用料金減免

対象事業	施設名	減免率
JOCの実施する事業	総合屋内プール	2割 (2/10)
	中区スポーツセンター	
	中央庭球場	
	東区スポーツセンター	
	南区スポーツセンター	
	西区スポーツセンター	
	安佐南区スポーツセンター	
	安佐北区スポーツセンター	
	安芸区スポーツセンター	
	佐伯区スポーツセンター	
	湯来体育館	

※ 上記の表以外の施設を利用しようとする場合は、その都度条件等について、広島市を通じて調整を行うものとする。

各種スポーツセンター等における東区スポーツセンター回数券の1券片を提出した者への利用料金減免

1 減免を実施する施設

中区スポーツセンター、西区スポーツセンター、南区スポーツセンター、安佐南区スポーツセンター、安佐北区スポーツセンター、安芸区スポーツセンター、佐伯区スポーツセンター、吉島屋内プール、東雲屋内プール、出島屋内プール、宇品体育館、湯来体育館

2 減免対象者

広島市が発行した「東区スポーツセンター回数券」を持参した利用者

3 減免方法

上記対象者が、下記の種類の施設を使用する場合は、回数券1券片と引き換えにこれに係る利用料金を全額減免する。

4 減免する利用料金の種類及び額

個人で使用する場合

回数券の種類等		利用料金の額 (1人1回につき)		減免額
東区回数券の種類	各区スポーツセンター 等で利用できる施設	小人	大人	
体育室	体育室・柔道場・剣道場・柔剣道場・弓道場	150円	260円	全額
トレーニング室	トレーニング室	310円	560円	全額
プール	プール	240円	490円	全額

広島市が実施する訓練、試験及び講習についての利用料金減免

対象事業	施設名	減免率
<ul style="list-style-type: none"> ・広島市消防局が実施する訓練 (泳力強化訓練、潜水訓練、水難救助訓練、消防団の消防訓練等) ・広島市の区役所等が実施する防災に関わる訓練・事業 ・消防吏員階級昇任資格試験 ・広島市立学校の実技を伴う入学試験(ただし、水泳に限る。) 	総合屋内プール	全額
	中区スポーツセンター	
	吉島屋内プール	
	吉島体育館	
	東区スポーツセンター	
	戸坂運動広場	
	南区スポーツセンター	
	東雲屋内プール	
	宇品体育館	
	出島屋内プール	
	西区スポーツセンター	
	南観音運動広場	
	観音新町運動広場	
	安佐南区スポーツセンター	
	祇園運動広場	
	沼田運動広場	
	安佐北区スポーツセンター	
	筒瀬運動広場	
	高陽体育館	
	安芸区スポーツセンター	
佐伯区スポーツセンター		
湯来体育館		
湯来運動広場		
湯来南運動広場		
上河内運動広場		
下河内運動広場		
河内体育館		

広島市プール監視員指導講習会	総合屋内プール	全額
	中区スポーツセンター	
	東区スポーツセンター	
	南区スポーツセンター	
	西区スポーツセンター	
	安佐南区スポーツセンター	
	安佐北区スポーツセンター	
	安芸区スポーツセンター	
	佐伯区スポーツセンター	

東日本大震災により広島市へ避難して来られた方への利用料金減免

対象事業	施設名	減免率
平成23年3月11日の東日本大震災に伴い、広島市に転入された方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合屋内プール ・ 広島市スポーツセンター条例に規定するスポーツセンター及びスポーツセンター分館 ・ 広島市運動場条例に規定する庭球場及び運動広場 ・ 広島市体育館条例に規定する体育館 	全額